

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

岡山県和気郡和気町

### 2 構造改革特別区域の名称

いきいき和気給食特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

岡山県和気郡和気町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 地域の概況

和気町は、岡山県の東部、県庁所在地の岡山市から北東32kmに位置している。交通は、JR山陽本線が東西に走っており、山陽自動車道(和気インターチェンジ)、国道374号、県道岡山赤穂線等が通っている。また、町の総面積は83.89km<sup>2</sup>で、中国地方最大河川の吉井川をはじめとする5本の主要河川が流れているとともに、山林、原野が総面積の約70%を占めており、町全体は清流と緑に彩られている。気象を見ると、瀬戸内温暖地帯に位置しており、年間平均気温は14～15℃である。また、瀬戸内寡雨地帯にも当たり、平均降雨量は、年間1,200～1,300mm程度であることから、気候に恵まれ、生活はしやすい。人口は約16,000人前後で推移しており、高齢化率25.9%、世帯数は約4,500世帯となっている。

町の南東部には、種類の多さで日本一を誇る「藤公園」があり、毎年5月、町民をあげて「藤祭り」が開催され、県内外から大勢の人を迎えている。公園内には、平安時代に多くの業績を残した和気清麻呂公の銅像が立てられ、郷土の偉人として崇められている。

平成18年3月1日、生活・経済・教育・交通圏などで密接な結びつきのあった、佐伯町と和気町の2町が合併し、現在の「和気町」が誕生した。新町は「元気・やる気・日本一」のスローガンを掲げ、共に助け合い活気あふれた安心・安全な町づくりを目指している。

#### (2) 教育環境

町内には、公立保育所(園)が3園、公立幼稚園が6園あり、平成19年度は、470名が在園している。地域住民の保育・教育への関心や生涯学習への意欲は高い。

本町では、出生数の推移から今後ますます幼児数の減少が予想され、施設の老朽もあるので、財政面からも施設の統廃合は喫緊の課題である。職員の構成も50歳代後半が多く、30歳、40歳前半の職員数が極度に少なくなっているのも大きな課題のひとつになっている。

佐伯保育所では、平成19年度は、3歳児3名、4歳児1名、5歳児4名が在籍している。この時期の幼児の発達は著しいものがあり、3学年の混合クラスでは、「遊

び」や「集団活動」を通じての健やかな成長が阻害される恐れがある。

一方、佐伯幼稚園は、平成19年度は、3歳児17名、4歳児17名、5歳児28名の計62名が在籍している。同幼稚園には預かり保育があり、保育所的機能をもっているところ、保護者が働いていても幼稚園教育を受けさせたいという希望から、幼稚園の預かり保育を希望する人数が増えている現状がある。しかし、同幼稚園の預かり保育は、「土曜日は実施していない」「夏休み等の長期休業中は給食がない」「預かり職員が専門職でない」など保護者の多様なニーズに十分対応しきれていない。さらに、同幼稚園において、佐伯保育所と同じ機能を持たせることは経済的に非効率でもある。

このような現状をふまえ、本町では、佐伯保育所と佐伯幼稚園の一体的な運用に向けて、いずれも佐伯庁舎の敷地内にあるという立地条件を生かして、平成18年度より、3歳児・4歳児・5歳児の合同保育の試行を実施している。

19年度在籍数 5月1日現在 (預かり人数)

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計
佐伯保育所	4名	9名	8名	3名	1名	4名	29名
佐伯幼稚園				17名(2)	17名(3)	28名(10)	62名(15)

合同保育の目的としては、次の4点が上げられる。

- ① 幼児数の減少により、適正規模の集団生活が困難であることを解消し、幼児の心身の健全な育成を図る。
- ② 幼稚園と保育所のそれぞれの機能を取り入れた質の高い育成内容を提供する。
- ③ 同年齢の共通な幼児教育を保障し、小学校へのスムーズな繋がりをつくる。
- ④ 隣接した既存の施設を利用した就学前教育の場を再構築する。

これまでの取り組みの中で次の様な成果が見られた。

- ① 保育所の子どもが幼稚園でのびのびと活動している。
- ② ルールのある遊びや集団遊びを楽しむ中で、遊びの内容や友達関係が広がってきている。
- ③ 幼稚園児が幼稚園以外にも友達がいることに気づき、親切に教えたり仲間になろうとしたりする気持ちをもった。
- ④ 小学校での仲間作りがスムーズになった。
- ⑤ 保育士と幼稚園教諭がお互いの立場を理解し合い、今まで以上に工夫したり協力したりして保育・教育に当たっている。

また、佐伯地区で当面想定される今後の出生数は20人程度であるため、保護者は、できるだけ大勢の友達と一緒に教育を受けさせたいという願いが強い。

以上の点をふまえ、今後の方向性として、

- ① 平成20年度は朝から給食前までの合同保育を通年実施する。
- ② 平成21年度は、給食を含めて通年合同保育をする。
- ③ 平成22年度は保・幼一体化施設の本格実施を目指す。

現在、佐伯幼稚園の3歳児・4歳児・5歳児計62名の給食に関しては、和気町学校給食共同調理場からの外部搬入であり、佐伯保育所は自園調理方式である。平成21年度から給食を含めた合同保育を実施し、佐伯幼稚園において、佐伯保育所の3・4・5歳児についても、佐伯幼稚園児の給食と同じように和気町学校給食共同調理場からの配食を実施することとする。

佐伯保育所の0歳児から2歳児については、一人ひとりの乳幼児の発育・発達状態などに応じたよりきめ細かな対応が必要なこともあり、平成21年度以降も佐伯保育所で調理した給食を提供する計画である。また、佐伯保育所の3・4・5歳児は午後から生活の場所を保育所に移動するので、おやつは保育所で準備する。

なお、和気町学校給食共同調理場では現在、幼稚園1園、小学校2校、中学校1校に約380食配食しているところである。

## 5 構造改革特別区域計画の意義

次世代を担う児童が健やかに成長するには、待機児童を解消し、よりよい保育環境を提供する必要がある。また、保護者が安心して就労できることは、地域や社会の活性化に結びつき、消費の循環により、沈滞的な地方経済の活性化に資するものである。

また、3歳児以上の児童に対して同じ学校給食共同調理場で調理した食事を提供することにより、保育所、幼稚園、小学校、中学校を通して一体化した食育が可能となる。

さらに、就学児童に対する家庭や地域における保育・教育に関しても、3歳児から中学生まで統一した食材、献立、調理となることから、家庭や地域で給食について話題にすることで、家庭や地域における食育の推進を図ることができる。

また、和気町学校給食共同調理場では、給食の食材として、町特産品のすももやりんご、チンゲン菜、なす、玉ねぎ、卵、こんにゃく、ほうれん草などの地元農産物を一括購入することが可能である。地域の子どもたちが消費者で、生産者の顔が見えることから、安心して安全な農作物、付加価値の高い農作物を生産することが求められるため、地元生産者の取り組みが活発化する。

## 6 構造改革特別区域計画の目標

食に対する関心を高め、幼児期から望ましい食習慣を身につけることや、保護者に対して子育てをしていくうえでの食の重要性を啓発し、生涯にわたり健康的な生活を送ることができるよう町民生活の質の向上を目指していく。

公立保育所・幼稚園の3歳児・4歳児・5歳児へも、小中学校と同一の和気町学校給食共同調理場から搬入する給食を提供することで、幼児期から小中学校までの一貫した「食育」を推進する。

さらに、「食育」も含めた就学前教育を行うことで、よりスムーズな小学校への移行を実現するとともに、中学校までの一貫した、一体的な「教育」の取り組みを図る。

また、和気町学校給食共同調理場での食材の一括購入・一括調理により、保育所運営にかかる経費削減を図り、財源を更なる保育サービスの拡大に充て、子育て支援を充実させる。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

和気町学校給食共同調理場において、幼・小・中学校の園児・児童・生徒の給食とともに、保育所の3歳児・4歳児・5歳児の給食を集中調理することにより、和気町学校給食共同調理場での食材の一括購入や調理設備等の集約化が可能となり、調理業務の経費を節減することが可能となる。また、調理員配置の適正化や調理にかかる作業効率の向上が図られ、保育所の運営経費における人件費の節減が図られる。

また、保育所運営経費の節減により、延長保育などの保育サービスの拡充などに経費を充てることが可能となる。保育サービスの充実を図ることにより、女性の就業意欲を損なわず、地域雇用の拡大が期待され少子化の抑制にもつながる。

さらに、新鮮で安心安全な地元農産物を取り入れた給食を提供し、幼児期からの一貫した食育を推進することにより、子どもたちはもとより保護者に対しても、食の重要性、地元産農産物や農業への関心を高め、食育の大切さについて理解し、心豊かな人間形成を図ることが可能となる。

これまで、保育所給食と和気町学校給食共同調理場での業務は区別されてきたが、保育所給食を外部搬入することにより、保育所の自園調理（0歳児から2歳児の給食及び年齢を問わずおやつ及び土曜日等の給食）と和気町学校給食共同調理場給食（幼・小・中学校の園児・児童・生徒の給食及び平日の保育所の3歳児から5歳児の給食）の相互の業務分担が可能となり、調理業務の効率化を図ることができる。和気町学校給食共同調理場が稼動しない長期休暇中において、和気町学校給食共同調理場担当者が保育所給食に協力することが可能となり、安定的でより安全な調理業務を行うことができる。

## 8 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 幼・保一体化事業

就学前教育の充実や小学校へのスムーズな移行を目的として、幼児の適正規模の集団生活を行い、心身の健全な育成を図るために、平成18年度から、佐伯保育所の3歳児以上児と佐伯幼稚園児の合同保育を試行しており、平成21年度からは、給食を含めて合同保育の試行、平成22年度からは、幼・保一体化の完全実施を行うこととしている。

### (2) 学校・地域「食育」推進事業

昨今の多様な食事環境の中で、子どもの朝食欠食、肥満や痩身、食事のマナーの軽視や感謝の気持ちの薄れなどが、様々な形で子どもの健全な成長に悪影響を及ぼし、大人になってからの生活習慣病の一因ともなっている。本町では、学校と家庭、地域が一体となって「食育から広げる生活リズム向上

プラン」に取り組んでいる。栄養教諭や栄養改善推進委員を中心に、「毎朝、栄養満点のお味噌汁を食べよう。」を中核にすえ、「心身ともに健康な子ども」「生涯望ましい食生活が送れるように」を目指して、同プランを推進している。今回の特区で就学前児童から義務教育修了まで一貫した食育を図ることができ、給食現場相互のさらなる連携が見込まれることから、きめ細やかな配慮の行き届いた給食の提供ができる。さらに農産物生産者とより安心して安全な食材の品目、品質、鮮度などについての協議をするとともに、地元農産物を利用した献立を検討することにより、地産地消を推進する。

### (3) 子育て支援サービスの拡大

外部搬入により節減された経費を充てることにより、子育てが安心してできるような子育て支援サービスの充実や、子育て家庭が必要とする情報提供、地域での子育てネットワークづくりを推進する。また、多様化する保育サービスに応えるため、一時保育の実施、子育て支援センターや延長保育時間の拡充を行う。

## 【別紙】

### 1 特定事業の名称

920 公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

和気町立佐伯保育所

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定日

### 4 特定事業の内容

佐伯保育所で行う調理業務のうち、3歳児・4歳児・5歳児の給食については、和気町学校給食共同調理場からの外部搬入方式とする。佐伯保育所の0歳児から2歳児の給食については、保育所調理室で実施する。佐伯幼稚園の長期休暇期間(春休み、夏休み、冬休み)中と土曜日は、和気町学校給食共同調理場が休業となり、保育所児は保育所で過ごすことになることから、保育所児に対しての給食とおやつは、保育所調理室において調理する。

食育を保育の重要課題ととらえ、給食を通じた「食の教育」を推進する。

### 5 当該規制の特例措置の内容

実施にあたっては、社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準「保護施設等における調理業務の委託について（昭和62年3月9日社施第38号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成5年2月15日指第14号）」の第4の2に規定する院外調理における衛生管理とともに、「保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号）」及び「構造改革特別区域における『公立保育所における給食の外部搬入方式の容認事業』について」（平成16年3月29日付け雇児発第0329002号）における留意事項を遵守し、以下のような取り組みを実施する。

① 和気町学校給食共同調理場からの搬入に際しては、コンテナ車を利用し、保温性の高い二重食缶を使用することで、冷めにくい給食を提供する。

また、体調不良児等に対する対応については、医務コーナーを備え、保護者はもとより園医との相談体制を整えるなどの対応を行う。同調理場は、加熱等に配慮した設計、調理器具を備えており、発育、健康状態に応じた給食を提供することができる。

幼稚園・保育所の食物アレルギー児には、保護者との連絡を密にし、調理関係者との相談や園医の指導を受け、適切な対応を行うこととしている。

② 外部搬入する給食を食べる3歳児・4歳児・5歳児の食事の内容については、原則として学校給食と同一メニューとするが、年齢に応じた大きさ、硬さ、分量等を考慮することとしている。

また、保育所の調理担当者と和気町学校給食共同調理場の栄養士が定期的にお互いの調理業務に関しての打ち合わせを行い、かつ、献立に関する定期的な意見交換を行うことで、和気町学校給食共同調理場の給食に関して常に確認を行うこととしている。また、和気町学校給食共同調理場の栄養士が幼稚園での給食内容を定期的に確認し、幼稚園との情報交換・意見交換及び調整を図ることとしている。

給食時間帯を含めた保護者の自由参観を実施し、また、「園だより」や、給食担当者を含めた幼稚園と保護者会との懇談を通じて、保護者にも食事、食育の大切さを理解・認識してもらい、意見交換をしたうえで、給食の献立等に保護者の意見を反映することとしている。

3歳未満児については、発育状況や離乳食に対応できるよう、これまでどおり保育所で調理した給食を実施する。

回数、時期については、現在保育所で実施している給食と同様にできるようにする。おやつは保育所で調理する。

- ③ 和気町学校給食共同調理場で調理する給食については、学校給食共同調理場長が検食を行い、学校給食共同調理場で冷凍保存をしている。学校給食共同調理場から幼稚園へ搬入後の給食についても、配膳前に園長が検食を行い安全性を確認した後に園児の給食として提供することとしている。
- ④ 給食の搬入元である町直営の学校給食共同調理場は、佐伯幼稚園から県道を挟んだ向側にあり、運搬車により約1分で到着することができる。

#### 搬入元【和気町学校給食共同調理場の概要】

面積	331、79㎡
職員配置数	所長（兼務）1名 学校栄養職員1名 調理員5名 運転手1名
調理能力	500食
調理器具一覧	真空冷却機、食器洗浄機、食器消毒保管庫、食缶消毒保管庫、器具消毒保管庫、冷凍庫、冷蔵庫、連結炊飯器、焼き物機、洗米機、野菜裁断機、ボイラー、検食保存用冷凍庫、球根皮むき機、包丁まな板殺菌庫、フライヤー、回転釜、シンク、調理台、蒸し器

#### 搬入先【佐伯幼稚園調理室の概要】

面積	21、3㎡
職員配置数	園長1名 教諭4名
調理能力	暖めなおし
調理器具一覧	冷凍冷蔵庫、電子レンジ、オーブン、配膳棚、炊飯器、牛乳保冷庫、湯沸かし器、ガス台

平成2年度に整備された和気町学校給食共同調理場は、鉄骨コンクリート2階建て、建物延面積331.79㎡の施設となっている。現在、幼稚園1園、小学校2校、中学校1校の約380人分の給食調理と配送を行っている。なお、調理能力は500食/日である。

学校給食共同調理場には、所長の他に1名の県派遣栄養士を含め計7名の職員が従事している。

学校給食共同調理場の給食設備は、食品庫、下処理室、調理室、洗浄室を設け、真空冷却機、食器洗浄機、食器消毒保管庫、食缶消毒保管庫、器具消毒保管庫等を備え付けている。

学校給食共同調理場に関し、衛生基準については、食材、調理、職員の衛生管理にいたるまで細心の注意を払い、徹底した指導管理、点検確認に努めており、運搬容器、車両の衛生管理についても「学校給食衛生管理の基準」に従い衛生安全に努めている。食缶は保温性の高い二重食缶を使用している。専用コンテナに収容したものを専用運搬車で搬送し、受領、配膳も衛生管理のもとに実行している。コンテナや食缶は使用後洗浄を行い、食缶については消毒保管庫で消毒保管している。運送車両の衛生管理についても、学校配送の例に則り消毒衛生管理を行っている。

調理室はドライ方式による調理を行っており、2次汚染防止対策を講じるなど衛生管理に努めている。食品の温度管理、調理員の研修、健康管理を怠りなく、保健所の指導、助言等に従い適正な運用に当たっている。

- ⑤ 「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号）の「業務の委託契約」については、「学校給食共同調理場」は和気町立の給食共同調理場であり、同じ和気町立の保育所との契約書の締結は困難である。

この通知内容に合致するよう、今後、学校給食共同調理場等と調整を図りながら内容を検討の上、契約書に代わるもので対応することとしている。

- ⑥ 栄養素量、食育についても、常に栄養素量の確保に努め、保育所における食育に関する指針をもとにした別紙の「食育プログラム」に添った発育、発達段階に応じた食事を提供する。

## 6 給食搬送スケジュール

午前	8時15分	調理開始
午前	11時25分	調理完了・搬送開始
午前	11時30分	佐伯幼稚園到着
午前	11時45分	給食開始
午後	1時40分	回収開始
午後	1時45分	和気町学校給食共同調理場到着
午後	2時00分	洗浄・清掃（午後4時30分完了）